

## 青色申告を行わない理由

- アンケートの調査結果によれば、青色申告を行わない理由として、売上が多くないことや、記帳の手間の問題などが挙げられている。

(問) 青色申告で確定申告しないのはなぜですか？  
(調査対象者: 白色申告(N=206))

理由	理由
売上が多くないから	62.6%
白色申告であれば、記帳の義務がないから	47.1%
青色申告をするメリットがないから	24.3%
青色申告のメリットがよくわからないから	12.6%
特に意識していなかった	10.2%
青色申告承認申請書の提出を忘れていたから	2.4%
その他	2.9%

(出所) 弥生(株)「個人事業者の確定申告に関する調査」  
(平成26年)

※調査期間: 平成25年12月16日～17日。インターネット調査

(問) 青色申告を行わない理由(農業所得者を対象)

理由	理由
農業収入が少なく、税制上のメリットがほとんどないため	36.3%
白色申告に比べ簿記記帳の手間がかかるため	28.1%
これまで行ったことがないため	16.4%
農業所得標準を用いて白色申告を行った方が税制上有利なため	9.2%
青色申告制度がよくわからないため	6.1%
その他(無回答(0.3%)を含む)	3.9%
合計	100%

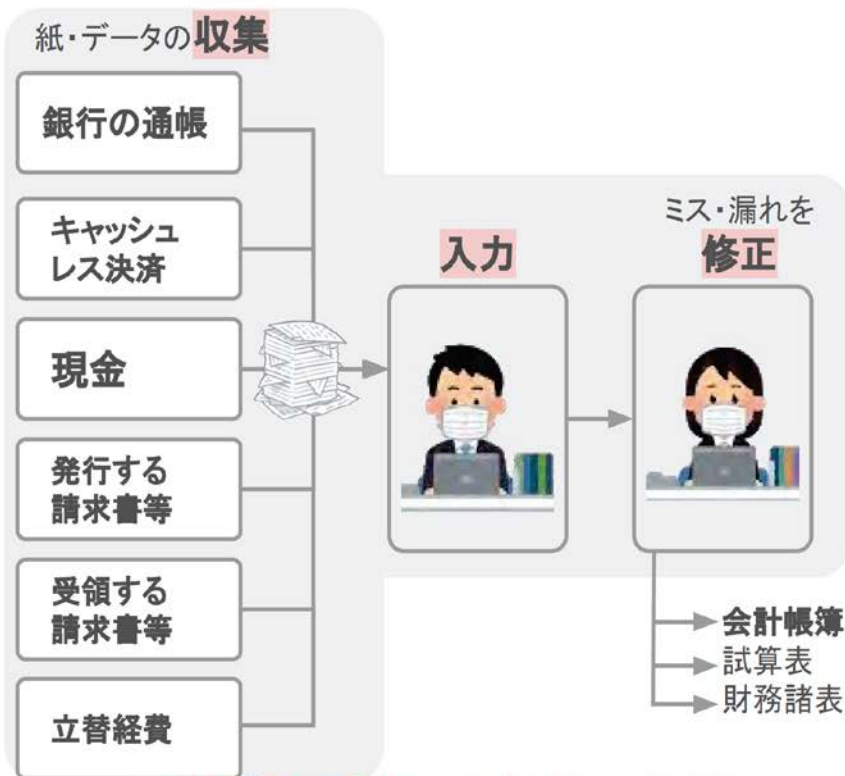
(出所) 農林水産省「農業経営の管理に関する意向調査結果」(平成13年)

# 現在の記帳を巡る環境変化

- 近年、デジタル化が進む中、クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳できる環境が整ってきている。
- クラウド会計ソフトは会計知識や経理業務に精通していなくても、青色申告（正規簿記）に対応可能となっている。

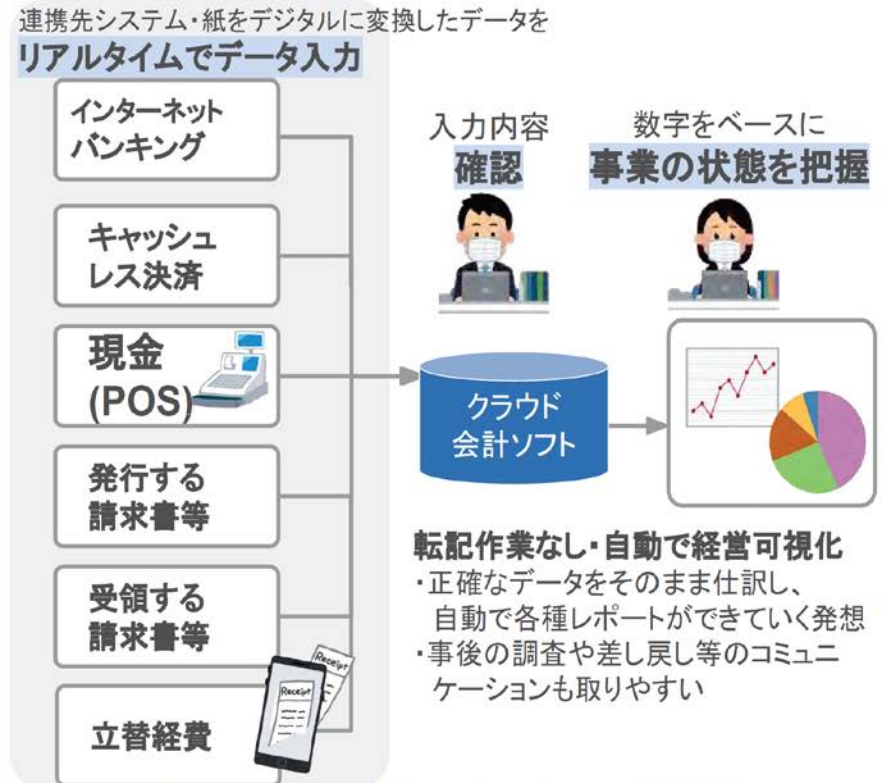
(参考)新経済連盟 御説明資料(抜粋)(税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日))

## 従来の記帳業務のフロー



- ・手作業によるヒューマンエラーリスク
- ・月次決算に二か月かかることも

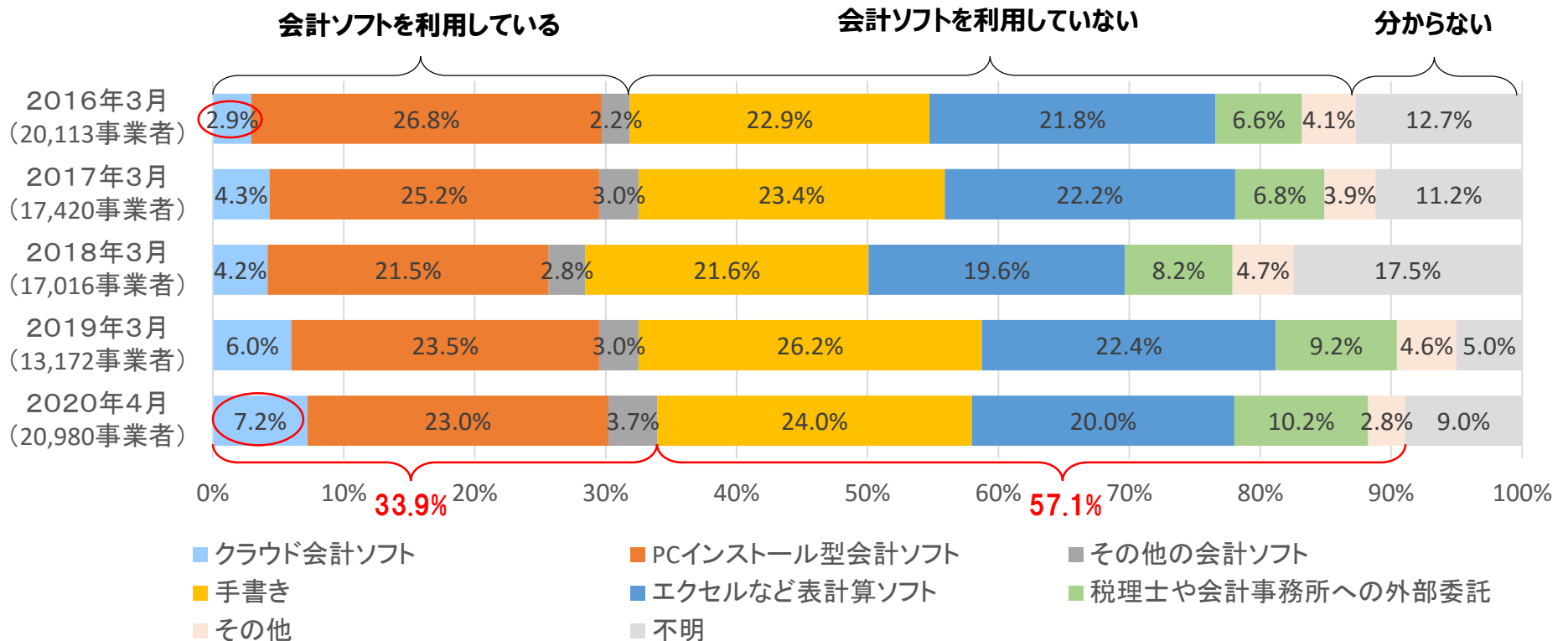
## クラウド会計ソフトを用いた業務フロー



- ・入力から仕訳までデータで一気通貫
- ・経営のための分析業務へ時間を割ける

# クラウド会計ソフトの利用状況調査

- 民間調査会社のアンケートによれば、確定申告を行った個人事業者のうち会計ソフトの利用者が全体の33.9%、利用していない者が57.1%（2020年4月時点）。
- クラウド会計ソフトの利用者が増加している（2016年2.9% → 2020年7.2%）。一方、会計ソフトを利用していない者の割合に大きな変化はない（2016年55.5% → 2020年57.1%）。
- 会計ソフトを利用していない理由としては、「事業規模が小さいので会計ソフトを必要としていない」、「会計ソフトに費用を掛けたくない」などが挙げられている。



(参考)2020年の調査概要

調査対象:個人事業主(令和元年分の確定申告実施者)。  
調査方法:Webアンケート。調査期間:2020年4月20日~27日

(出所)MM総研「クラウド会計ソフトの利用状況調査」

## 記帳水準の向上と税務行政の効率化

- 正規の簿記による記帳は、資産項目の異動が記帳されており、申告漏れなどを税務調査で把握することが比較的容易。
- 記帳水準の向上は、適正申告者の増加や税務調査の効率化など税務行政の効率化にも寄与。

納税者の類型		適正な記帳や申告に対する意識がある	適正な記帳や申告に対する意識がない
記帳水準 が高い (正規簿記)	納税者の イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日々継続的に正確な記帳を行い、適正な申告を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 記帳水準は高いが不適正な申告を行っている。 (二重帳簿や簿外口座などによる仮装隠蔽)</li> </ul>
	税務調査 での対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• うっかりミスや法令上の取扱いの誤りがないか、帳簿書類を通じて申告の適正性を比較的容易に確認可能。</li> <li>• 税務調査に要する時間や労力は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 帳簿に記載のない資産を把握した場合に、仮装隠蔽の認定が比較的しやすい。</li> <li>• 税務調査に要する時間や労力は比較的多い。</li> </ul>
記帳水準 が低い	納税者の イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 適正な申告をしなければならないという意識はあるものの、事業が忙しく、正規の簿記では帳簿を作成できていない。書類の保存も不完全。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 帳簿を作成せず、書類も破棄している。税務調査にも非協力。</li> </ul>
	税務調査 での対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申告漏れが生じやすく、調査での確認事項が多くなる。</li> <li>• 真実の所得額を把握するため、保存のあった書類の調査や納税者への聴き取りが必要。</li> <li>• 税務調査に要する時間や労力は多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 真実の所得額を把握するため、取引先や銀行に反面調査を行うほか、必要に応じ推計課税。</li> <li>• 税務調査に要する時間や労力は多大。</li> <li>• 帳簿書類の破棄(仮装隠蔽)と不作成・不保存との区別が困難であることから、重加算税が賦課できない場合も存在。</li> </ul>